第十一条第二項及び第十一条の二中「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第十五条中「交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額」を「次の各号に掲げる額（当該電気事業者が一般送配電事業者以外である場合であって一般送配電事業者若しくは当該電気事業者以外の者が当該認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき、又は当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条第一項において同じ。）で行われるときにあっては、第一号に掲げる額に限る。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額

二　特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者がインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。次条第一項において同じ。）を追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額

第十六条第一項中「特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる一キロワット時当たりの費用として経済産業大臣が電気事業者ごとに定める額」を「卸電力取引所（電気事業法第九十七条第一項の指定を受けた卸電力取引所をいう。以下この項において同じ。）が開設する次の各号に掲げる卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。以下この項において同じ。）における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該各号に掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。

第十六条第一項に次の各号を加える。

一　卸電力取引所の指定等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十五号）第一条第二項第一号に規定するスポット市場

二　卸電力取引所の指定等に関する省令第一条第二項第二号に規定する一時間前市場

第十六条第二項中「電気事業法第十九条第一項」を「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この項及び附則第七条第二号において「電事法等改正法」という。）附則第十八条第一項」に、「基づく認可」を「よる認可」に、「及び同条第四項及び第七項に基づく」を「並びに電事法等改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる電事法等改正法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第四項及び第七項の規定による」に改める。

第二十一条第四項中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附則第七条第二号中「一般電気事業者が」を「電事法等改正法第三条の規定による改正前の法第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下この号において「旧一般電気事業者」という。）が」に、「一般電気事業者に」を「旧一般電気事業者に」に改める。

附則第七条の二中「電気事業者を」を「一般送配電事業者等を」に改める。

様式第七太陽光発電設備用（１０ｋＷ未満）の様式中